

はじめに

一 研究の概要

1931年9月に始まる満洲危機において、常に時局の焦点であったのは、関東軍による軍事行動の行方であった。東三省を制圧して満洲国を建国し、のちにその版図を熱河省にまで拡張するなど、当面の目的を達成した関東軍は、33年5月に塘沽停戦協定を締結し、矛をおさめるに至る。そして、それまで満洲危機の主役を演じ続けてきた関東軍が、停戦によりいったん表舞台から降りた後に残されたのは、事実上断絶状態となった中国との国家間関係をマネジメントするという難事業であった。それは、危機に瀕した日中関係に対処する「危機管理外交」とでも呼ぶべきものであったが、軍事オペレーションがいったん終了した以上、この重大かつ困難な任務が、外交当局、すなわち、日本外務省に課せられることとなるのは当然の帰結であった。

さて、停戦以降の外務省の対中関係をめぐる危機管理の方針（以下「危機管理方針」、あるいは「方針」）について、省内には、次のとおり二つの考え方があった。すなわち、一つ目が、中国との間に存在する懸案事項の一举解決をしばらく控えて、当面の間は事態を静観することで、危機の沈静化をまつ「静観主義」であり、二つ目が、懸案を一举に解決することを通じて、危機の終息を図る「一举解決主義」である。

日中関係史研究の先駆者である臼井勝美氏は、この二つの方針に関して次のように述べている。

「（日本は）塘沽停戦協定以後、満洲問題を既成事実とする一方、事態を静観する途が残されていたのである。（中略）しかし日本の実際の行動はまったく逆であった。挑発と脅迫をかさね、中国政府を徹底的に追いつめたそれは、無法の徒の行動にひとしかった。主として陸軍軍人による無軌道な行動を、日本政府自体抑止しようとせず、むしろそれを

¹ 本稿は、筆者が2015年度に大東文化大学大学院法学研究科に提出した修士論文の一部を加筆、修正したものである。なお、執筆にあたっては、『日本外交文書』や外務省外交史料館所蔵の外務省記録等といった基礎的史料に加え、従来の研究では使用されてこなかった『須磨弥吉郎関係文書』（外交史料館）や、『東洋』、『外交時報』などの論壇誌から各新聞に至るまで幅広く利用するよう努めた。外交史料館の原口邦紘先生、拓殖大学の長谷部茂先生、澤田次郎先生からは、史料に関し多大なご教示を賜った。この場をお借りして感謝申し上げたい。

利用して、中国から妥協、譲歩あわよくば屈伏をかちとろうとしたのであった、軍・政府一体としての行動とってさしつかえなく、とくに外務官僚の責任は注目されなければならない。」² (括弧内引用者、以下とくに断らない限り同様)

しかしながら外務省は、実際には 33 年 5 月の停戦直後から、静観主義を奉じて、懸案の一举解決にはふみださずに、時間をかけながら危機の緩和を待つ方針を堅持していたのである。それは、臼井氏が描いた当時の外務省のイメージとはやや異なるものであった。つまり、外務省は、満洲事変直後の棄損された日中関係の現状を考慮して、この時点においては、懸案の一举解決が実現される見込みはないと判断していたのである。

他方で、外務省は単に情勢を傍観していただけではなかった。外務省は、中国による排日活動や関税率の引き上げ（日本では「排日関税」とよばれた）に対して、厳格にその中止・撤回を要求した。満洲事変を中国による排日・侮日的言動に対する当然の帰結と考える、当時の日本の世論³を刺激しかねないこういった行動を容認することは、危機の沈静化を主旨とする静観主義とは相容れないものだったからである。つまり、外務省は、静観を主としつつも、世論の硬化を防ぐ観点から、日本にとり好ましくない中国側の動向を厳しくチェックすることを通じて、危機的状況を慎重にマネジメントしていたのである。

ところが、35 年半ばの華北における軍部の策動により、静観主義は動揺を余儀なくされた。それでも、外務省は広田三原則の策定（35 年 10 月）を主導して、静観主義の精神、すなわち、懸案の一举解決を回避する方針をかりうじて維持する。だが 36 年に入ると内外の情勢はより厳しさを増し、外務省は、もはや静観主義では対中関係をマネジメントできない状況へと追い込まれる。そして、世論の硬化や、省内人事の変動といった様々な要因が重畳した結果、一举解決主義が台頭する素地が形成されていく。結論を先取りすれば、外務省の対中危機管理外交はこのような経路をたどっていくのである。本稿で明らかにしたいのは、33 年 5 月の停戦成立以降、36 年前半までに展開された静観主義外交の論理の内実と、その展開過程に他ならない。

二 国際政治研究における危機管理外交

ところで、国際政治研究の分野において危機管理外交といえは、アレキサンダー・L・

² 臼井勝美「太平洋戦争ノート」(臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』、筑摩書房、1983 年)、8 頁。

³ 鈴木健二『戦争と新聞』(毎日新聞社、1995 年)、106 頁。満洲事変以降の日本の世論を分析した研究として、池井優「一九三〇年代のマスメディア—満洲事変への対応を中心として」(三輪公忠編『再考・太平洋戦争前夜 日本の一九三〇年代論として』、創世記、1981 年)がある。

ジョージ (Alexander L. George) による一連の業績がよく知られている⁴。ここでは内容の詳細には立ち入らないが⁵、この理論を戦前期の日本外交に直接的に適用するのは、次の理由から困難であると思われる。なぜなら、ジョージの議論においては、軍事はあくまで政治 (外交) に従属して、段階的に行使されるものとして把握されているからである⁶。いいかえれば、軍事と政治が大統領のもとに完全に帰一され、前者が後者に従属しているアメリカと、一般的に「軍高政低」とされる戦前の日本 (特に 1930 年代以降) を、同一の理論で説明するのは不可能であろう。

しかし、その危機管理外交論の中核をなすジョージの「強制外交」(coercive diplomacy) 論は、以下に示すように日本外務省の静観主義を理解する一助になるように思われる。

ジョージの議論において、強制外交は、「抑止」が失敗した後に採用される手段と位置づけられている。具体的には、相手国が行動を起こす以前の段階で、思いとどまるよう説得するのに失敗した場合(「抑止」の失敗)に、さらなる相手国の行動を阻止し、もしくは、相手国が行動により獲得した成果を遡及的に還元させるための外交手段が、強制外交ということになる。つまり、強制外交とは、①行動を開始した相手国が、「目的を達成する前に行動を中止するよう納得させる」こと、あるいは、②すでにとられた相手国の行動を「元に戻すよう納得させる」ことを目的とするものなのである⁷。

先に述べたように、停戦成立以降の日本外務省は、静観主義のもとで懸案の一举解決を回避しながらも、日本にとって望ましくない行動、すなわち、中国の排日活動等を厳しくチェックして、相手国(中国)が「目的を達成する前に行動を中止するよう納得させる」手段を講じていた。同様に、国民政府による「排日関税」の施行に対しても、強硬な談判を執拗に試み、すでにとられた相手国の行動を「元に戻すよう納得させる」よう措置していた。この意味において、外務省の危機管理方針、すなわち静観主義は、中国に対する抑制的な姿勢とともに、部分的にであれ強制外交的な要素を併せもつものであったと理解することが可能なのである。

とはいえ、ジョージが指摘しているように、危機管理外交論の現実の外交への適用は、多分に個々のケースの文脈に依存する(context-dependent)⁸。危機管理外交論がこうい

⁴ 代表的な研究として Alexander L. George. *et. al*, *The Limits of Coercive Diplomacy: Laos, Cuba, Vietnam*. Boston: Little Brown, 1971.

⁵ ジョージの理論については、土山実男「アレキサンダー・L・ジョージの外交政策理論—危機管理から危機防止へ—」(日本国際政治学会編『国際政治』第 82 号、1986 年)に詳しい。

⁶ George, *op.cit.*, p.18. および同上、169 頁。

⁷ 以上の記述については、前掲、土山「アレキサンダー・L・ジョージの外交政策理論」、164-169 頁(引用箇所は 168 頁)を参照した。

⁸ George, *op.cit.*, p.31.

った性質をもつ以上、対象国や時代を問わずに、様々な事例を対象とした実証的な研究が蓄積されるべきである。

三 先行研究の整理と研究の目的

さて、1930年代の日本の対中外交を対象とする先行研究は、特に豊富な蓄積をもっている⁹。なかでも、1960年代にはじまる臼井勝美氏による一連の研究は、今日もなお、吟味すべき古典的見解としての価値を維持し続けているように思われる。あらためてその主旨を整理すると、次の三点に集約される。

第一に、臼井氏は、外務省を研究の中心軸に据えながら日本外交の展開過程を詳細に実証し、広田外交の内実は、重光葵外務次官の構想がその中核を成していたという解釈を提示した。第二に、この認識を基礎として、外務省（重光）のいわゆる「東亜モンロー主義」的政策を、「軍部とは独自に構想しながら微妙に相捕捉しあつて」いたものと総括し、広田（重光）外交に厳しい評価を加えた。

そして第三に、重光に対抗する存在として、駐華公（大）使の有吉明に光をあてた。重光が列国による対中支援の徹底排除を推進するのに対して、反対の意を表明する有吉と、それを「無視」して自己の所信を断行する重光との対立関係を強調することで、重光外交の問題点を浮きぼりにするよう試みたのである¹⁰。

このような解釈に対して、1990年代に新たな日本外交史像を提示したのが酒井哲哉氏と井上寿一氏であった。酒井氏は、30年代を政党内閣制とワシントン体制を基軸とする「大正デモクラシー体制の崩壊期」と位置づけ、国際環境や内政との連関の観点から広田外交の再解釈を試みた。酒井氏は停戦協定以降、外務省が「蔣＝汪＝黄体制」を相手とした外交運営に自信をもち、華北工作以前の段階までは、「自己の抱懐する対中政策構想を着々と実行に移していった」と広田外交を積極的に評価し、臼井説の修正を試みた。そして広田外交蹉跎の要因を軍部による華北工作に求めた¹¹。

一方、井上氏も内政と外交の相互作用の視角から、広田外交をめぐる従来の説とは異なる

⁹ 枚挙に暇がないほどの先行研究があるため、ここでは近年の代表的業績に限定して列挙することとどめる。加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』（岩波新書、2007年）、戸部良一「満州事変から日中戦争まで」外務省日中歴史共同研究日本語論文第2部第1章、2010年、外務省ホームページ URL:http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/rekishu_kk.html、黄自進ほか編『〈日中戦争〉とは何だったのか—複眼的視点—』（ミネルヴァ書房、2017年）。

¹⁰ 臼井氏の代表的な研究としては、前掲、臼井『中国をめぐる近代日本の外交』のほかに、同『日中外交史研究—昭和前期—』（吉川弘文館、1998年）、同『新版日中戦争 和平か戦線拡大か』（中公新書、2000年）などがある。

¹¹ 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』（東京大学出版会、1992年）。

る見解を提示した。その研究の特徴の一つは、停戦以降の日本外交の展開過程を、国民政府内の「親日派」と「欧米派」との対抗関係と連関させて論じた点にある。すなわち、広田外交が停戦以降、時に陸軍中央と連携しながら、親日派を相手とした関係調整を志向した結果、日中の接近は加速していた。第一次華北工作によるダメージはあったものの、中国による満洲国の承認（黙認）を前提とする広田三原則のラインで進めば、両国の最接近は可能だった。だが、華北の現状維持を条件とするそのラインを阻んだのが第二次華北工作であった。その結果、抗日に舵をきった国民政府の内部で親日派は凋落した。かくして日中妥協の可能性は失われた¹²。

以上から明らかなように、両氏の見解は、解釈の微妙な相違をはらみながらも、停戦以降の外務省は、積極的に対中関係の改善を志向し、少なくとも華北工作に至るまでの間は、部分的にそれを達成していたとの論旨で共通しているといえよう¹³。

本稿は、こうした先行業績をふまえつつ、危機管理外交という視角から日本外交史像の再構築を試みるものと位置づけられる。すなわち、従来の研究が対外政策決定過程の実証を主題としていたのに対し、本稿は、前述したように、危機における対外関係をマネジメントする外交の論理と、その展開過程の解明を目的とするものである。

分析にあたっては、外務省の世論に対する配慮の視点と、省内人事の変動がもたらした影響の二点に着目する。前者に関していうと、外務省の静観主義には、世論の硬化を防止するという論理がつねに含まれていた。つまり、中国との国家間関係のマネジメントだけではなく、日本（場合によっては中国）の世論をも射程にいれながら、外務省の静観主義は展開されていたのである。こういった30年代における外交の論理と世論との関係性は、さらに研究が深められるべき論点であるように思われる¹⁴。

そして、このような論理を内包する静観主義の展開過程に影響をあたえたのが、外務省内の人事の変動であった。33年5月の停戦から概ね36年4月までの間、重光葵外務次官が対中関係全般を主宰し、それを守島伍郎亜細亜局（34年1月より東亜局）第一課長が実務面でサポートし、有吉明駐華公（大）使が現地における支柱としての役割を担っていた。そして、詳しくは本論で述べるものの、従来の研究では対立していたとされる重光と有吉

¹² 井上寿一『危機のなかの協調外交』（山川出版社、1992年）。

¹³ 以上の研究の整理については、戸部良一「日中関係安定化の機会喪失（1933-1937）をめぐって—最近の研究動向から—」（國學院大學出版部編『國學院雑誌』97巻4号、1996年）と、同「日中戦争をめぐる研究動向」（『軍事史学』第46巻第1号、2010年）から多くの示唆を受けた。

¹⁴ 白鳥敏夫や重光葵といった外交官を中心に、外交と世論の関係性を扱った研究として、戸部良一『外務省革新派』（中公新書、2010年）、武田知己『重光葵と戦後政治』（吉川弘文館、2002年）がある。

は、静観主義の一点においては一致していた。省内には、静観主義に反対して、一挙解決主義を主張する須磨弥吉郎南京総領事が存在したものの、広田弘毅外相（33年9月就任）から大幅な裁量を与えられた重光と、それを支える守島、そして現地の最高責任者である有吉が、中国関連ポストの中樞を占めていた以上、静観主義を支える省内基盤は強固であったといえるのである。

ところが36年4月以降、この構図が大きく変動する。駐華大使の頻繁な交代¹⁵に伴い、現地最高責任者の空席状況がつづく中、中国勤務経験の長い須磨（27年10月の駐華公使館勤務を皮切りに、都合約9年間に及んでいた）が現地を代表する存在として浮上してくる。外相の有田八郎が華北の情勢を憂慮する中、その懸念にミートする具体案を5月末に帰朝した須磨が提供し、それが堀内謙介（重光の後任次官、4月10日就任）や、陸海軍、さらには政府レベルにまで受容されたことで、須磨の影響力は中央にまで拡大していく。以上のように、静観主義を堅持してきた省内基盤が人事の変動により弱体化する中、須磨の存在感が著しく増大してきたため、36年6月頃までには、一挙解決主義が台頭する素地が形成されていたのである。

以上の研究目的と分析の視点をふまえた上で、次章からは、日本外務省が危機的状況をどのような論理のもとにマネジメントしていたのかを詳細に考察していきたい。

第一章 「固定化」された危機への対応 1933年 - 1934年

一 停戦の成立と日本外務省

1933年5月31日、中国・塘沽において停戦協定が成立した。これにより、満洲危機勃発以来、断続的に発生していた日中間の交戦状態に一応の終止符がうたれた。停戦成立を受けて、日本外務省は、「甚だ喜ばしい次第」と慶賀する声明を発したが¹⁶、これは外務省の新たな苦難の始まりでもあった。戦闘の終息の結果、以降、事実上断絶状態にあった両国関係をマネジメントするという、困難極まりない任務が外務省に課せられることを意味していたからである。

他方、中国にとって停戦までの過程は苦渋に満ちたものであった。鹿錫俊氏の研究によると、政権基盤いまだ強固ならざる国民政府は、群雄が割拠する複雑な内政事情と硬化した世論に強く規制されながらも、様々な紆余曲折をへて、ようやく日本との「局部的妥協」

¹⁵ 有吉の後任として36年2月26日に就任した有田八郎は、4月2日に外務大臣に転じた。後任の川越茂が就任したのは、6月22日になってからであった。

¹⁶ 『大阪朝日新聞』1933年6月1日朝刊。

にこぎつけていた。また国民政府は、局部的、すなわち軍事的側面における敗北を認めて、停戦協定（＝軍事協定）を全面的に受容する一方、政治的側面については断固譲歩しない意向を堅持していた¹⁷。つまり、国民政府は、さらなる国土の喪失の防止を最大の目標とした上で、満洲国の承認や領土の割譲を規定する講和条約（＝政治協定）の締結には応じない強固な決意のもと、停戦協定を受諾したのである。

停戦成立以降、関東軍と駐平政務整理委員会は、協定の具体的実施をめぐる交渉に入っていくこととなる。交渉の全過程を通じて、協定により設定された緩衝地帯（戦区）の取り扱いが対立の焦点となった。また、その地帯における「抗日活動」を関東軍が「掃討」する危機的場面も幾度か現出した。さらに、協定は、後の華北工作の際に日本側の要求の法的根拠として利用された。要するに、協定の存在が、両国対立の火種になるとともに、日本が中国にさらなる譲歩を求める際の根拠を提供したのである¹⁸。以上の経緯を、前述した国民政府の断固たる決意とあわせて鑑みるに、塘沽停戦協定の成立とは、日中関係をめぐる危機に「終息」をもたらしたのではなく、それを「固定化」させるという、この時代の両国関係を画する上で、極めて重大な意義をもつイベントだったのである¹⁹。

一方で日本の政治状況に目を転ずると、静観主義を展開する上で好ましい条件が整いつつあったといえる。陸軍中央が、中国に対して抑制的な姿勢をとる傾向をみせ始めていたからである。停戦間際の段階から、陸軍中央は将来の対ソ連戦に備える観点から満洲国の育成を最優先事項にすえ、中国とは共存共栄を図る意向を有していた²⁰。加えて、外陸海三省連絡会議で随時意思疎通を図るなど、外務省との連携にも意欲的であった。この会議の場で、陸軍が一貫して中国の排日活動の抑圧を要求していたことには留意が必要であるものの²¹、国内的には当面の間、軍部の過度の掣肘を受けることなく外交を展開する余地が生じていたのである。

二 「静観主義」外交の開始

さて、停戦成立からまもなく、東京朝日新聞は、社説で日中関係の今後の課題をこう設

¹⁷ 鹿錫俊『中国国民政府の対日政策 1931-1933』（東京大学出版会、2001年）、第7章。

¹⁸ 以上の記述については、内田尚孝『華北事変の研究』（汲古書院、2006年）、第四章から第六章を参照した。

¹⁹ 古屋哲夫氏は、塘沽停戦協定成立を機に、問題の解決を現地軍主導で地方的に行う「現地解決方式」が成立し、それが以後の対中政策に決定的な影響を及ぼしていったと指摘している（古屋哲夫『日中戦争』岩波新書、1985年、94頁）。

²⁰ 森靖夫『日本陸軍と日中戦争への道—軍事統制システムをめぐる攻防—』（ミネルヴァ書房、2010年）、121-123頁。

²¹ 以上の記述については、前掲、井上『危機のなかの協調外交』、86-95頁を参照した。

定してみせた。

「停戦協定の成功にかんがみ、これを転機として、近く政治的折衝が開始さるゝ見込で、有吉公使の北上が予想されてゐる。停戦協定は一時北支の不安を除くに足るが、北支の安定より、延いては日支関係の安定を期するためには、日支間の政治的協定が必要であり、急務である。」²²

この社説に見られるように、この時期、政治協定をめぐる日中政府間交渉が、即座に開始されるかのような気運があったのは確かである。実際に国民政府首脳が迅速に反応した経緯もある。たとえば、汪兆銘（行政院長）が「河北（マ）ノ停戦交渉ハ軍事ニ限ルモノニシテ政治問題ニ関係無シ」²³と声明したり、孫科（立法院長）が、政治的交渉を即座に開始する意向のないことを強調したりするなど²⁴、中国側は火消しに躍起となった。国民政府としては、「北支の停戦交渉は軍事のみに限定し政治条件は締結してゐないから日支紛争はいまだ解決してゐない」²⁵（汪兆銘）という建前のもと、日本側への屈辱的ともいえる譲歩を国内的に納得させた以上、さらなる譲歩を強いられかねない政治協定（＝全面講和）をめぐる交渉の開始は、是が非でも避けねばならない事態だったのである。

しかしながら、日本外務省は、政治協定の締結をせまって一挙に関係を正常化させる意向を有してはいなかった。停戦成立と同日に発せられた外務省声明では、こう述べられている。

「吾人は支那側ことに北支におけるその責任者が敍上わが方趣旨の存するところ（注：中国側が排日抗日の態度をやめ、和平維持に誠意を示せば、日本側も好意をもつて迎える用意があること）を玩味しこれを誤まらざらんことを望みつゝ十分の用意をもつて今後の発展を看守するものである」²⁶（傍点筆者）

つまり、前述したように、政治協定をめぐる気運の醸成と併行して、世上で有吉の華北訪問が予想される中、中国側の懸念に応じるかのように外務省の行動は慎重だったのであ

²² 『東京朝日新聞』1933年6月8日朝刊。

²³ 1933年6月1日在南京日高総領事発内田外務大臣宛第310号、『日本外交文書』満洲事変第三卷（以下、「満・Ⅲ」と表記）、文書番号83。

²⁴ 『読売新聞』1933年6月8日朝刊。

²⁵ 『東京朝日新聞』1933年6月2日朝刊。

²⁶ 『大阪朝日新聞』1933年6月1日朝刊。

る。本省は、まず現地の空気を適確に把握すべく有吉に照会電を発したが、その返電は次のようなものであった。すなわち、自身の北上が「政治協定等ノ世評ノ為却テ支那内部ノ混乱ヲ来ス虞」があるため、まずは南京に赴き、「政治的協定説」が「輿論ニ及ホス影響」を見極めた上で時期を決定したい、と²⁷。さらに有吉は、「政治問題ノ交渉ニ付世評喧シキ折柄」、自身の南京訪問に対する国民政府側の意向を事前に調査させるなど²⁸、「世評」の動向に細心の注意を払っていた。

こうして、世論の刺激を避ける見地から有吉の華北訪問が見送られた結果、停戦後、はじめて日中両国が相まみえる舞台が南京に設定された。その後、汪兆銘との会談を終え上海に帰着した有吉は、本省に南京の情勢を次のとおり報告した。すなわち、「南京政府部内抗日論者ノ懐柔、輿論ノ指導及反蔣運動ノ防遏等困難且機微ナル関係ニ善処シ居ル蔣汪等ノ努力」を有効にするためにも、中国の「一般ノ空気緩和」を図り、「支那側輿論ヲ殊更ニ刺激セサル様注意」する必要がある。よって、国民政府に対する「内面的ノ鞭撻指導」は必要であるものの、しばらく「静観的態度」をとることが適切である、と²⁹。「支那から満洲を切り離した大手術をやつたばかり」の直後に、「お互に手を握れ、仲良くしようなどと云ふのは、少し無理な注文」であると主張したのである³⁰。

現地最高責任者のこのような判断に対し、本省は、やや性質の異なる対応を要求していた。「抗日運動ノ取締励行カ日支関係打開ノ必須ノ前提」であるとして、中国側に「誠意」の表示を求めるよう訓令を発していたのである³¹。一見すると強圧的とも思えるこの要求の背景には、どのような意図があったのだろうか。

前述のとおり、この時期に外務省内で対中関係全般を掌握していたのは、重光次官である³²。内田康哉外相の影響力がすでに「形骸化」³³していたことを参酌すると、重光の意向が対中政策のほぼ全面に反映されていたと見て大過はない。停戦から一、二カ月後に書かれたとされる意見書の中で、重光は、中国の情勢について次のように述べている。すなわ

²⁷ 1933年6月3日在上海有吉公使発内田外務大臣宛第313号、『日本外交文書』満・III、文書番号89。

²⁸ 1933年6月3日在上海有吉公使発内田外務大臣宛第312号、同上、文書番号88。

²⁹ 1933年6月13日在上海有吉公使発内田外務大臣宛第334号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第二巻（以下、「Ⅱ-1-2」の形で表記）、文書番号16。

³⁰ 有吉明「支那の現状と日支問題の将来」（『実業の日本』第37巻第11号、実業之日本社、1934年）、41頁。

³¹ 外務省外交史料館所蔵『最近支那関係諸問題摘要（第六十五議会用）上巻』（亜細亜局第一課、昭和8年12月）、110-111頁。

³² 重光が外務省内を掌握する過程については、前掲、臼井『中国をめぐる近代日本の外交』132-139頁や、前掲、武田『重光葵と戦後政治』、108-109頁に詳しい。

³³ 臼井勝美「日中戦争の起源——一九三三年」（軍事史学会編『日中戦争の諸相』、錦正社、1997年）、30頁。

ち、無政府状態で政治的に崩壊している中国は、社会的にも経済的にも崩壊の一途を進み、地方的には共産勢力が現れている。こういった情勢において、「中央政府ノ威力」は「極メテ限定」され、至るところに「半独立ノ地方政権」が存在している、と³⁴。

このように、国民政府の基盤の脆弱性を悲観的に観測していた重光は、中国の対日感情についても、「満州問題勃発以来到底融和の途なし」³⁵と断ずる。混沌とした政治状況と、緩和の見込みのない世論の趨勢をふまえた上で、重光は当面とるべき方針につきこう結論する。「只時ヲ以テ双方感情ノ寛和(マ)ニ至ルノ一途アルノミ」³⁶。重光に言わせれば、停戦直後から一部で唱導されていた、政治協定（講和条約）による懸案の一挙解決など到底不可能なのであった。そのため、当面は日中「双方」の感情の沈静化をまつ以外にないと判断していたのである。

重光の以上の認識を確認すると、本省が、国民政府に排日活動の停止を要求した意図が明らかとなる。つまり、中国による排日活動の継続は、日本の世論を著しく害し、本省（重光）がめざす「双方感情ノ寛和」の実現を妨げるおそれがあるため、容認できない事態だったのである。また、前述したように、陸軍が停戦前から三省会議の場で、一貫して中国の排日活動の停止を強硬に主張していた事実も見逃せない。すなわち、停戦早々の外務省の対中申入れは、陸軍の要求にミートすることで、その対中姿勢の硬化の防止を図るとともに³⁷、国内世論の沈静化をも同時に意図したものであった。ただし、その手段については、有吉が言うように「内面的ノ鞭撻指導」の一環として行うにとどめ、政治協定の締結を迫るなどといった、中国の対日感情をさらに悪化させるような形式を慎重に回避していたのである。

また、同じ時期に、両国間の交渉トピックとなっていた関税問題への対応についても、同様の文脈から理解が可能である。日本国内で「排日関税」と呼称された、国民政府による関税率の引き上げに対して、外務省は、執拗にその撤回を求め続けた³⁸。「排日関税」が、「自主権承認ヲ指導シタル日本国民ノ心理」に悪影響を及ぼし、「両国関係改善ノ気運」が「逆転スル」ことを極度に警戒していたからである³⁹。

³⁴ 重光葵「意見書草稿」（1933年夏）（武田知己「日本外務省の対外戦略の競合とその帰結 1933-1938」、「年報日本現代史」編集委員会編『年報日本現代史』第16号、現代史料出版、2011年、19頁から一部を再引用）。

³⁵ 前掲、武田『重光葵と戦後政治』、91頁から再引用。

³⁶ 注(34)に同じ。

³⁷ 前掲、酒井『大正デモクラシー体制の崩壊』、53頁。

³⁸ 関税問題をめぐる日中間交渉の経緯については、久保亨『戦間期中国〈自立への模索〉—関税通貨政策と経済発展』（東京大学出版会、1999年）に詳しい。

³⁹ 1933年6月1日在上海有吉公使発内田外務大臣宛第306号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1-2、文書番号546。

以上から明らかなように、有吉と重光は、しばし事態を静観して、「漸次国民の頭の冷静にならむこと」⁴⁰を志向しながら、同時に「内面的ノ鞭撻指導」により、その阻害要因（排日活動や「排日関税」等）をチェックすることで、危機的局面をマネジメントしていく方針（＝「静観主義」）を共有していたのである。別の言い方をすれば、それは、双方の国民感情が沈静化して静謐な環境が構築されるまでの間は、政治協定の締結等により、懸案の一举解決を中国に迫ることを慎重に回避する方針であった。つまり、両者の対中危機管理方針は、関係改善にむけて積極的に働きかけるというよりは、満洲危機の余燼冷めやらぬ日中関係をより悪化させないために、当面は懸案の一举解決を志向しないことで、危機的状况にあった中国との関係をマネジメントすることを本旨としていたのである。

外務省の方針の確立を裏付けるように、読売新聞は、見出しに「当分は静観主義」と題する記事を掲げた。記事にはこう記されている。反蔣運動の台頭や共産党の猖獗等により、中国の情勢が險悪となり民心も極度に動揺しているため、外務省は、「早急にあせつて局面の打開を企図せず」に、「当分静観主義を採つて徐ろに機の至るを待つことに」決定した、と⁴¹。この論調が、重光・有吉両者の判断と概ね符合することがみてとれよう。

以上要するに、停戦成立後の日本外務省は、中国に対する動作をあくまで内面的の指導にとどめ、政治協定（講和）等による懸案の一举解決を急がずに、しばし危機的状况の推移を見極める方針を確立していたのである。

では、このように日本側がしばし静観の構えをとる一方で、中国はどのように日本に対峙する意向だったのだろうか。国民政府は、停戦直後から政府内において検討を進めた結果、「救国大計」を確定させた。そこでは、「安内攘外」実現のためには、日本との間の緊張を緩和する必要があるとの判断のもと、日本を刺激する言動を暫時差し控えることが決定された⁴²。満洲国承認や政治協定の締結をめぐる問題では、さらなる譲歩を断固拒否する意向であった国民政府も、少なくとも当面の間は、日本に対する敵対的姿勢を修正する意向を固めていたのである。停戦後の日中両国は、互いに相手を刺激しないよう慎重に相対峙する点において、図らずも一致することとなった。

三 重光・有吉関係の再考

停戦後における危機的状况を暫時、静観主義でマネジメントすることに決した外務省は、6月下旬以降、困難な問題に直面する。国民政府財政部長宋子文を中心とする借款獲得を

⁴⁰ 有吉明「支那に就いて」（『弘道』第519号、日本弘道会、1935年）、15頁。

⁴¹ 『読売新聞』1933年6月7日夕刊。

⁴² 前掲、鹿『中国国民政府の対日政策 1931-1933』225-229頁。

目指す活動や、国際社会による対中支援問題である。これ以降、外務省（主として重光次官）が、列国や連盟による対中支援や、その実現を企図する宋子文ら国民政府内欧米派を排撃していく経緯については先行研究に詳しいので⁴³、ここでは繰り返さない。

ところで、この問題への対応をめぐり、重光と有吉が対立していたことはよく知られている⁴⁴。通説においては、両者の相違は概ね次のように把握されている。すなわち、満洲事変以降における、国際社会の対中支援をめぐる重光の対応は、中国における列国勢力を排除し、日本の独占的覇権の確立を目指す過程であった。有吉は重光のその手法に反対し、場合によっては列国と協調した対中支援に参加すべきであると主張した、と。

停戦直後の状況下で、懸案を一挙に解決することは困難であるため、当面静観主義をとる点において両者が一致していたことは先にみたとおりである。そうなると、この一致点と、通説が指摘してきた両者の相違点との関係性を改めて検証することが必要であろう。

第一にとりあげるべきは、最終的に構築されるべき日中関係、すなわち、両国関係が到達すべき終着点を、両者がどのように描いていたのかという点である。

従来の研究で十分に指摘されているように、重光の最終目標は、中国における日本の覇権の確立（欧米勢力の後退）であり、日本が主導して形成される東亜の安寧秩序の維持に中国も協力するというイメージであった⁴⁵。一方、有吉は、あるべき日中関係の姿について、次のように語っていた。「『対支外交の基調は常に共存共栄でなければならない、随つて日本の発展の為に支那に求める所は同時に支那をして自国の存立を維持せしめ進んでは其の発達を助長するものでなければならない』⁴⁶。有吉は、中国を「同等」に扱い、「彼等と手を握つてやつて行く必要がある」⁴⁷と考えていたのである。

つまり、重光の日中関係イメージが、中国における日本の独占的地位の承認を前提とした、列国との協調関係を志向する「現状打破」的なものであった一方⁴⁸、有吉に言わせれば、「日本だけがあの大国を敢て独占しようにも独占は出来ない」以上、列国が中国を支援することに「無下に反対の必要を認め」ないこととなる⁴⁹。

こういった日中関係イメージの相違は、当面の日中交渉の出発点、つまり、中国のどの

⁴³ 前掲、井上『危機のなかの協調外交』、第三章に詳細に跡づけられている。

⁴⁴ 代表的な研究として、前掲、白井『新版 日中戦争』や富塚一彦「1933、4年における重光外務次官の対中国外交路線—「天羽声明」の考察を中心に—」（『外交史料館報』第13号、1996年）。

⁴⁵ 前掲、武田「日本外務省の対外戦略の競合とその帰結 1933-1938」、27頁。

⁴⁶ 堀内干城「故有吉駐支大使追慕録」（『北支那』第4巻第8号、1937年）、45頁。

⁴⁷ 前掲、有吉「支那に就いて」、18頁。

⁴⁸ 前掲、武田「日本外務省の対外戦略の競合とその帰結 1933-1938」、30頁。

⁴⁹ 有吉明「中華民国の近情」（『信濃教育』第597号、信濃教育会、1936年）、17頁。

主体を相手に国交調整を行うかという点にも反映される。もちろん、両者が、日本が正式に承認している国民政府を中国を代表する正統政府と認識していた点で相違はないが、その国民政府内の勢力の把握の仕方については見解を異にしている。すなわち、重光において国交調整の相手となるのは、欧米派が徹底的に排除された「親日派」のみで構成される国民政府となろう。中国国内の混沌とした現状において、欧米派が台頭して列国の援助を誘引することは、情勢をさらに紛糾させるとともに、日本の主張と背馳する支援がなされる結果、日本と列国との関係悪化の端緒にすらなりかねないと判断していたからである⁵⁰。

対して有吉にとっては、宋子文などの欧米派も「蔣、汪……等ノ対日態度ト合作セシムル」こと⁵¹、欧米・親日両派一体となった、より強固な基盤をもつ国民政府こそが望ましいということになる。強硬な排日的世論を抑制し、中国を対日親善政策に転向させるためには、国民政府が十分な政治的力量を備える必要があると考えていたのであろう。有吉は、日本による欧米派の排撃がかえって親日派の国内的立場を悪化させ、それが国民政府全体の弱体化につながることを憂慮していたと思われる。

また、外務省内における職責の違いもこの相違点を考慮する上で留意する必要がある。外務次官として、中央政界の動向や国内世論の影響を直截的に受ける立場にいる重光と、そうではない有吉とでは、差異が生じるのは当然であろう。宋子文ら欧米派が、日本で「排日ノ巨頭」⁵²のごとく報じられる中⁵³、その活動を拱手傍観することは、「メディア報道には極度に神経質であった」⁵⁴とされる重光の容認しうるものではなかったといえよう。「折角鎮静シ来レル日本国民ノ神経ヲ刺激」して⁵⁵、「日支関係ノ悪化等面白カラサル影響ヲ生スルノ虞」があると判断されたからである⁵⁶。

この観点からみれば、列国の対中支援への対応にみられる「攻勢的」な面と、懸案の一挙解決を当面回避して静観の構えをとる「消極的」な面とが、重光の主観としては、両立可能なものであったことがうかがわれる。つまり、前者によって国内的要請にミートしつつ、前述した自己の所信の貫徹をはかり、後者をもって当面の対外的要請（＝対中関係における危機的状況の悪化の予防）に役立っていたのである。そして、重光のもつこの二面性

⁵⁰ 1933年8月28日内田外務大臣発在米出淵大使宛第206号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-2、文書番号444。

⁵¹ 1933年7月22日在中国有吉公使発内田外務大臣宛第422号、同上、文書番号425。

⁵² 同上。

⁵³ 例えば、『東京日日新聞』1933年7月8日及び同19日朝刊社説。いずれも欧米派の動向に警告を与え、注意を喚起している。

⁵⁴ 前掲、武田『重光葵と戦後政治』、96頁。

⁵⁵ 1933年6月30日内田外務大臣発在上海有吉公使宛第122号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-2、文書番号20。

⁵⁶ 1933年7月25日内田外務大臣発在英国松平大使宛第198号、同上、文書番号426。

のうち、後者に関しては有吉と連携することができたのである。

以上から明らかなように、重光と有吉の相違は、日中関係が到達すべき終着点から、交渉相手として想定される国民政府内部の勢力観にまでわたる大きなものであった。しかしだからこそ、両者が静観主義、すなわち、懸案の一挙解決を急がずに、当面の危機的状況をマネジメントする方針で一致していた意味は大きいと言わなければならない。これほど乖離のある両者が、この点においてだけは一致するほどに、当時の日中関係の危機的状況は深刻だったのである。関係の改善ではなく、危機のさらなる悪化を防止する方針のみが、せいぜい採りうる選択肢であったほどに、当時の両国関係は多難なものであったといえよう。

四 静観主義の採択と広田外交の開始

ところで、以上のように外務省内で対中関係の中樞を担う次官と公使が静観主義で一致していた一方、省内には、それとは質的に異なる危機管理方針を構想している者がいたことに留意する必要がある。当時、上海公使館で一等書記官として有吉に仕えていた須磨弥吉郎がその人である。須磨が停戦直後に草した意見書を以下に掲げる。

「日支関係ハ今次ノ機会ニ於テ清算スルノ用意ナカルヘカラス即チ苟且妥協ヲ許サス将来日本カ支那為政家要路ノ言動ニ信ヲ措キ当坐ノ弁解ヲ以テ満足ヲエルカ如キハ敵ニ之ヲ退ケサルヘカラス（中略）」⁵⁷

この見解には、重光・有吉の静観主義との大きな相違点が含まれている。それは、日中関係を停戦直後の段階で「清算」する必要性を明確に主張している点である。その理由を須磨はこう説明する。「良イ加減」な「暫定的解決」に甘んじたら、「再ヒ紛争ヲ出テスシテ今回ニモ勝ル日支間ノ難局ヲ現出」するおそれがある、と。ここで須磨のいう「清算」の具体的内容は明確にされないが、政治協定の締結など、何らかの形で懸案の一挙解決を図り、現在の危機的状況を打開して、将来の「難局」を予防する意図であったと思われる。

ただ須磨は一方で、別の意見書には、上記とは矛盾した見解をこのように記している。「満洲、上海両事変ノ支那人ニ与ヘタル『シヨツク』ハ日本人ノ想像以上」であり、時局の收拾が「至難」である以上、「少クトモ相当ノ『時』ト異常ナル忍耐ヲ以テ之ニ当ルヲ要

⁵⁷ 須磨弥吉郎「停戦協定前後」（外務省外交史料館所蔵『須磨弥吉郎関係文書』、「論考集」、請求番号【一】15）。以下の記述もこの文書による。なお同文書の執筆時期は、綿麦借款成立（1933年6月4日）に関する記述があることから、塘沽停戦協定成立直後であると推定される。

ス」⁵⁸。どうやら、須磨は、少なくともこの段階では静観主義に全面的に反対であったわけではないようである。いずれにせよ、この時点から、外務省内の危機管理方針として、前述の静観主義とともに、懸案の一举解決による危機の清算を志向する、「一举解決主義」が潜在的に並存していたことは指摘されねばならない。何らかの要因により、重光と有吉の提携といった、静観主義を支える基盤が動揺すれば、この一举解決主義が台頭する可能性が常に存在していたといえよう。

33年9月6日、東京日日新聞は社説で、外務省が「現在行詰まれる日支外交関係の正常復帰をはかるため、過去六ヶ月間の静観の殻を破り、いよゝ近く対支積極外交への第一歩を踏み出すことになった」と論じた⁵⁹。折りしも、内田康哉から広田弘毅への外務大臣の交代期と重複する時期である。

他方、この報道と同じ日に、国民政府は廬山会議を開催して対日政策を決定していた。その内容は、東三省及び熱河省の割譲と満洲国の承認は拒否するものの、日本を刺激する措置を避けたとした停戦以来の政策の継続であった。「安内攘外」と「黙守待援」を目的として、国内建設事業の完成に専念するとともに、中国に有利な国際情勢が招来するまでの間は、日本との最低限の妥協には応じる意向である。ただしその裏面においては、内外の条件の成就を待ちながら、日本に対する「雪辱」に向けての準備は怠らないとする、蒋介石の強い決意が存在していた⁶⁰。

中国側のこういった実情は、現地外交官を通じて日本側に伝えられた。たとえば、孫科は須磨との会談において、停戦以来、中国は「積極的抗日」を止めているものの、それは「実力不足ノ為已ムヲ得サル」ためのものであり、「自分始メ心アル支那人」は、依然日本に対して「反感ト疑惑」を有している、と率直に真情を吐露している⁶¹。また廬山会議の決定内容についても、日本の現地公館はほぼ正確に把握していた⁶²。

以上の情報をふまえ、有吉は、就任間もない広田外相にむけて対中関係の現状につき長文の具申電を發した。すなわち、中国の対日政策は「黄、汪一派ノ努力」の結果、満洲国の承認は行わないものの、新たに「日本ヲ刺激スルカ如キ事」を避ける方向で、「曲リナリニモ」一致をみたようである。ただし、「黄、汪反対派」は「内心心服」しておらず、蒋介石も「已ムヲ得サル」内外の関係からこの政策を採用したにすぎないため、「事態ノ変化」

⁵⁸ 須磨弥吉郎「支那の対日雑感」、同上。

⁵⁹ 『東京日日新聞』1933年9月6日朝刊。

⁶⁰ 以上の記述については、前掲、鹿『中国国民政府の対日政策 1931-1933』、227-234頁を参照した。

⁶¹ 1933年9月13日在中国有吉公使發広田外務大臣宛第519号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-2、文書番号39。

⁶² 1933年9月18日在中国有吉公使發広田外務大臣宛第530号、同上、文書番号40。

によってはこれを「変更スヘキ危険」がある。そのため、日本が「彼ヲ責ムルニ躁急ナルトキ」は、国民政府内の「親日分子」も立場を失い、ついには中国を「自暴自棄」に陥らせ、時局の收拾の途が失われかねない⁶³。有吉は錯綜する国民政府内の政況と真意を読み解きながら、未だ懸案解決の時期は到来していないとの判断を新大臣にむかって説示したのである。

ところで、広田の外務大臣就任にあたり、雑誌『東洋』では、「広田新外相に要望す」と題する特集記事において、識者から新外相に対する要望を聴取していた。なかでも、高木陸郎（中日実業株式会社副総裁）と太田宇之助（東京朝日新聞）の回答が、あざやかな対照をなしているのが興味深い。高木が、「(中略)『静観主義』の殻から一步踏み出したら如何かと思ふ」⁶⁴と記したのに対し、太田は、「仕事せぬことに期待」と題した回答でこう述べている。

「私は外相がアムビツションを持たず俗論に動かされずジエスチュアーは別として実際は所謂大外交には手を染めずにヂツト落対いて現状を持ち耐へて行くといふことに肚を据ゑられんことを希望します。」⁶⁵

重光・有吉の静観主義が、世論から一定の支持をうけていたことがわかる。

さて、就任早々の広田が直面した仕事は、五相会議における国策決定の場面であった⁶⁶。五相による協議を経て決定された最終案では、中国に係る箇所は次のように表現された。すなわち、「一般的」に「彼（中国）ヲシテ反日政策ヲ放棄シ排日運動ヲ根絶」させるために、「常ニ厳粛ナル態度ヲモツテコレニ臨ミ」ながら、「各種具体的案件ノ解決」についても、日本の方針が「是正ナルコトヲ徹底セシメ彼ノ自覚反省ヲ促スニ努ムル」ものの、日本側において、「両国関係ノ改善ヲ焦ルガゴトキ印象ヲ與フルコトヲ避クルヲ要ス」。そして、中国側が「誠意」を示すならば、日本は「好意的態度」を以て応じる、と⁶⁷。排日活動に対してはチェックを続けながらも、拙速に懸案の解決に乗りだすことを戒める意図が明確に表れている。これが静観主義の従前からの継続であることは明らかであろう。

以上の決定にあたっては、陸軍も中国に対する抑制的態度を旨とする案を提出していた

⁶³ 1933年9月28日在中国有吉公使発広田外務大臣宛第569号、同上、文書番号42。

⁶⁴ 『東洋』第36年11月号（東洋協会、1933年）、99頁。

⁶⁵ 同上、100頁。

⁶⁶ 五相会議の詳細な経緯については、佐々木隆「荒木陸相と五相会議」（『史学雑誌』第88編第3号、1979年）。

⁶⁷ 外務省編『日本外交年表並主要文書』下（原書房、1965年）、276頁。

という⁶⁸。そして、守島伍郎（亜細亜局第一課長）によれば、五相会議に外務省が提出した案は、「亜細亜局に関する限り（つまり対中関係に関する箇所は）無事に行つた」⁶⁹とされる。つまり、中国に対して当面「仕事をせぬ」ことに関して、外陸両省の間に対立は存在していなかったのである。要するに、広田新外相も陸軍中央と連携しながら、静観主義を継続することに決したのである。

しかし、この決定の約二カ月後に、須磨は、「対支静観主義放棄論」という直截的なタイトルの意見書で静観主義への反対論を展開した。その要旨は次のとおりである。すなわち、広田外相の着眼および対策は時宜に適したものではあるが、「依然何等具体的措置の講ぜられあるを見ない」ことは、「如何にも物足らぬ感じ」がする。よって、政府部内の内訌絶えず、共産軍討伐がことごとく失敗し、中央の権威数省にしか及ばず、「その命や全く文字通り旦夕に迫つてゐる」国民政府を「救援」するために、「少しの躊躇もなく静観主義を放棄すべき」である⁷⁰。

中国の政情をめぐる悲観的な判断については、先にみた重光意見書と類似している。とはいえ、須磨においては、中国が惨憺たる情勢にあるからこそ、日本が静観主義を放擲して「救援」に乗りだすべきなのであり、この点で重光とは正反対の方向を志向していた。とくに重要な差異は、須磨が説く日本による中国「救援」を、対日悪感情はびこる中国が受け入れるか否かを考察する視点であり、重光が重視する国民感情の沈静化をめぐる認識は、この時期の須磨にはほとんど見出されぬものであった。

重光と有吉そして守島が静観主義を共有し、大臣である広田もそれに同意して、かつ陸軍も外務省の態度に過剰な掣肘を加えず、さらには、中国側も日本を刺激しないよう細心の注意を払い「低姿勢」に徹する状況がつづく限り、須磨の「一挙解決主義」が、危機的状況を打開するための選択肢として採択される見込みは、ほぼ皆無であったといえよう。ただし、裏を返せば、以上の変数に何らかの変動が生じた場合、須磨の方針が浮上する可能性は存在しつづけたといえるのである。

五 戦闘のなかつた唯一の年 1934年

さて、こうして始まったいわゆる広田外交であるが、翌1934年年頭の帝国議会における広田の演説は、五相会議の決定を公の場で開陳するものとなった。すなわち、もし中国が「帝国の真意」を理解し「誠意」を示すのならば、「好意的態度」をもってこれに報いる

⁶⁸ 前掲、酒井『大正デモクラシー体制の崩壊』第二章第二節。

⁶⁹ 原田熊雄述『西園寺公と政局』第三卷（岩波書店、1951年）、167頁。

⁷⁰ 須磨弥吉郎「対支静観主義放棄論」（島田俊彦ほか解説『現代史資料8・日中戦争1』（みすず書房、1964年、16-21頁）。

71. 日本側から、懸案の一举解決を要求することをひかえる姿勢に変化は見られない。引きつづき外務省は、「大して新し味なきもまづ無難」（大蔵公望）⁷²な方針のもと、中国との関係をマネジメントする意向だったのである。

ところが、議会演説以降、懸案の一举解決に向けた日中直接交渉が開始されるとの風聞が飛び交いはじめた⁷³。有吉の帰朝を控えた4月には、外務省が「対支静観主義を清算」して、「積極的建設方針」への転換を決意したとする旨が相ついで報じられたのである⁷⁴。

こういった気運の醸成とほぼ同じ時期に発出されたのが天羽声明であった⁷⁵。この声明は、天羽英二外務省情報部長が記者会見の席上、日本は「東亜ニ於ケル平和及秩序ヲ維持スヘキ使命」を有しており、列国による対中「共同動作」は、たとえ名目が「財政的又ハ技術的援助」であったとしても、「政治的意味ヲ帯フル事ハ必然」であり、日本は「主義トシテ之ニ反対セサルヲ得ナイ」と述べ⁷⁶、内外に波乱を巻き起こしたものである。

有吉が南京で汪兆銘との会談に臨んだのは、このように騒然とした空気の中であった。有吉は、天羽声明により国内的苦境に立たされた汪兆銘について⁷⁷、その「誠意は十分認むべきものがある」とフォローするかたわら⁷⁸、「何事もさう短兵急には参らぬ、懸案は一つ一つ片づけて行く他はあるまい」と述べ⁷⁹、声明に伴う騒動の火消しを試みた一方で、外務省が静観主義を放棄するという先の報道を明確に否定した。

さらに有吉は、汪との会談の直後に帰朝した際、本省に対し、「一部に唱導」されている「公式的な直接交渉」により、「一举に懸案解決」を図ろうとするのは、「却つて事を破るものである」との進言を行った⁸⁰。有吉の具申をうけて、守島が起草した案にはこう述べられている。「日支双方共成ル可ク事ヲ荒ララケサル様ニシテ日支両国間ノ空気ヲ和ケテ行クコトカ総テノ問題ノ先決要件ナリ」、と⁸¹。外務省の本省・出先は、依然、静観主義の

71 外務省調査部『帝国議会に於ける外務大臣演説集』、1940年。

72 日本近代史料研究会編『大蔵公望日記』第一巻（内政史研究会／日本近代史料研究会、1973年）、1934年1月23日条。

73 1934年2月17日在中国有吉公使発広田外務大臣宛第98号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1-3、文書番号33。

74 『読売新聞』1934年4月6日朝刊及び同11日朝刊。

75 天羽声明が発出された経緯を実証した代表的研究としては、前掲、冨塚「1933、4年における重光外務次官の対中国外交路線」がある。

76 前掲、『日本外交年表並主要文書』下、284頁。

77 天羽声明が汪ら親日派に及ぼした影響については、前掲、井上『危機のなかの協調外交』、第三章に詳しい。

78 『東京朝日新聞』1934年4月19日朝刊。

79 『読売新聞』1934年4月18日朝刊。

80 『読売新聞』1934年4月29日朝刊。

81 外務省外交史料館所蔵「帝国ノ対支外交政策関係一件」第三巻、A.1.1.0.10。

継続で一致していたのである。

このことを裏付けるように、有吉は帰任にあたり、「外交方針なんぞさう右から左へ変化するものではない」と諭すように語った。加えて、「今直ちに……懸案解決のため直接交渉を開始するやうな計画はない」と断言し、最後にこう言い残して上海へと発っていった。「要するに日支関係は時が解決するさ」⁸²。

しかし、国内には依然として、「日支ノ関係ハ一向良クナラストテ焦慮スル気分」が根強く存在していた。これをうけ外務省は、6月中旬以降、陸海軍との間に中国問題に関する協議を課長レベルで開始した。守島が作成した案をベースに議論が進められ、12月には「対支政策ニ関スル件」が三省の課長間で合意をみた⁸³。

外務省は三省間で合意を形成することにより、前述の五相会議の決定、すなわち、静観主義の継続を再確認し、対中関係の改善に焦慮する国内の気運を沈静化する意図があったと思われる。実際に、守島の手になる第一案には、次のような一節が盛り込まれていた。「日満支三国ノ提携共助」と「支那ニ対スル我商権ノ伸張」が終局的な目標ではあるものの、日本が「燥急(マ)ニ」こうした目標の実現に動く、「支那ノ事態ニ破壊的紛乱」を来たすおそれがある。したがって、中国側が「誠意」を示すのならば「好意」をもって応じるものの、日本側から「進ンテ和親ヲ求メ」ない、と。この趣旨は、12月の最終案にもほぼそのままの形で反映された。外務省は、五相会議による政府レベルの決定に、実務を担う課長レベルでの再確認を加えることで、静観主義の継続を担保する国内的コンセンサスの強化を図ったものと思われる⁸⁴。

ただし、静観主義を堅持していたとはいえ、この段階でも、外務省は単に情勢を傍観していたわけではなかった。たとえば、主に34年に入ってから、外務省は水先案内権をめぐる問題⁸⁵に対して厳格な対応を行っている。特に、33年末に国民政府が引水管理暫行章

⁸² 『読売新聞』1934年5月24日朝刊。

⁸³ 「支那問題ニ関スル軍部トノ協議ノ件」(『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1-3、文書番号28付記)。以下の記述もこの文書による。

⁸⁴ 三省合意に関する研究としては、白井勝美『『梅津・何協定』締結前後』(前掲、同『日中外交史研究』に所収)や、古屋哲夫「日中戦争にいたる対中国政策の展開とその構造」(同編『日中戦争史研究』、吉川弘文館、1984年)、前掲、酒井『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』および前掲、内田『華北事変の研究』などがある。

⁸⁵ この問題は、国民政府が中国水先条例(1868年制定)にかわる新たな章程の施行を、日本をはじめ列国に通知したことに端を発する。日本は、条例の改定には関係国との協議を要するとの立場(主張の根拠を中国と各国間で締結された通商条約に求めた)のもと、「一方的」な改定に反対の立場をとった。とくに日本側が問題視したのは、新条例では、水先案内業を国民政府の管轄下におくことと、水先案内人を中国人に限る旨が規定されていた点であった。なお、旧条例の下では、当該業務は海関が所掌し、案内人も日本人をはじめ各国人から構成されていた(外務省外交史料館所蔵「第67帝国議会説明参考資料(下巻)」、通商局第一課、1934年12

程の改定を公布した際、有吉は、公文による強硬な抗議を申し入れるよう本省に具申しした⁸⁶。

さきにふれた汪兆銘との会談においても、有吉は、今回の改定が「一方的利権回収手段ノ不法不当」である点を嚴重に追及していた⁸⁷。有吉にしては稀な強硬姿勢の背景には、つぎのような懸念が存していた。「此ノ際支那側ノ遣口ヲ容認シ新章程ノ一方的実施を黙認センカ爾後ノ条約上ノ諸問題ニモ悪例ヲ残ス事」となる⁸⁸。その「悪例」の蓄積が、「我カ国民一般ニ対シ頗ル悪印象ヲ与フル」⁸⁹ことを警戒していたのである。「革命外交」の名のもとに、国民政府により推進された「一方的」な権利回収運動が、日本の人心を極度に硬化させ、それが満洲事変の勃発および国民による軍部支持の素地となった事態の再来を、防止する意図が有吉にはあったように推察される。

以上から明らかなように、停戦から 34 年までの間、外務省は静観主義を維持しつつも、世論を刺激しかねない中国側の行動には、迅速かつ果断に対応してその動きを封殺することを通じて、危機的状況をマネジメントしていたのである。

こうして 34 年は満洲事変以降、「日中間に戦闘行為のなかった唯一の年」⁹⁰として終えることができた。しかるに、翌 35 年は、年初の日中友好ムードにはじまり、二次にわたる華北分離工作に伴う両国関係の激動を記録する年となる。危機が深化する過程において、外務省はどのような対応を試みていたのだろうか。章を改めて検討したい。

第二章 危機の「深化」と方針の再構築 1935 年

一 日中友好ムード下の日本外交

1935 年前半は、広田外相の議会演説を皮切りに、蔣・汪による親日的声明や排日停止命令が発出された経緯から、満洲事変以降、日中両国間が最も接近した時期とされる⁹¹。広田の演説以降、友好気分にくわ世論の昂揚は著しいものがあり、過熱気味の報道を外務省が火消しに走る場面すらみられたほどであった⁹²。

それでは、この時期に外務省の静観主義に変化はみられたのであろうか。結論を先取り

月、請求記号：議 TS-39)。

⁸⁶ 1934 年 2 月 2 日在中国有吉公使発広田外務大臣宛第 68 号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-3、文書番号 30。

⁸⁷ 1934 年 4 月 17 日在中国有吉公使発広田外務大臣宛第 286 号、同上、文書番号 43。

⁸⁸ 同上。

⁸⁹ 1934 年 12 月 28 日在中国有吉公使発広田外務大臣宛第 1270 号、同上、文書番号 70。

⁹⁰ 臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』（筑摩書房、1983 年）、96 頁。

⁹¹ 前掲、戸部「満洲事変から日中戦争まで」、10-11 頁。

⁹² 赤松祐之『昭和十年の国際情勢』（日本国際協会、1936 年）、67-68 頁。

すると、こういったムード下においても、外務省は総じて冷静であったと言ってよい。現地の有吉は、「提携熱に浮かされてワイ、騒ぐのはこの際考へ物だ」と苦言を呈しながら、日中関係の行方につき、「藉すに相当の時日を以てせねばならぬ」と語るなど⁹³、従来の静観主義を堅持していた。

本省にもムードに乗ぜられた様子はみられなかった。年明け早々、本省は、排日活動の取締の徹底方を国民政府に申し入れるよう改めて訓令していた⁹⁴。停戦直後と同様の措置である。「日本朝野」において、「支那ハ親日ヲ偽装シ機会サヘアレハ欧米ト提携シテ日本ニ当ラントノ底意ヲ有スル」との「疑惑」を抱く者がいる以上⁹⁵、外務省としては、「朝野」のその「疑惑」を深めかねない排日活動は、抑圧しなければならないものであったと思われる。広田外相は、この方針をクライブ駐日英大使にむかってこう説明している。すなわち、日本は中国に対して「要求我間敷キモノ」は何一つ有しておらず、「排日禁圧ヲ誠意ヲ以テ履行スル」ことを期待する「一般的ナル話合」に終始している、と⁹⁶。また守島東亜局第一課長も、原田熊雄に対して、「(日中関係の進展について) 具体的になるまでには、やはりまだなかゝ相当の時日を要する」と述べるなど⁹⁷、慎重な姿勢をくずしていなかった。

かくして、友好ムード下においても、外務省は細心の注意をはらいながら、状況のマネジメントに努めていたのである。

その後5月には、両国の大使館の昇格が実施され、有吉が初代大使に任命された。有吉は、危機的状況に処してきた経緯をこう振りかえった。

「我我(マ)外交官としては、両国民騒がず泰然と居据つて、先づ両国の空気の転換といふ事が何よりも重大な問題であつたのだ、空気さへ良くなれば気運さへ良くなれば——この目標に自分としては辛抱強く一步々踏み締めて行く外なかつた、余りにも自重し過ぎると云ふ非難も日本の一部には強かつた。然し、自分としては信念を以てこの非難を我慢して受けて来た(中略) 結局日支の問題は騒がずあわてず落着いてやる、これのみが両

⁹³ 『東京朝日新聞』1935年4月18日朝刊。

⁹⁴ 外務省外交史料館所蔵『最近支那関係諸問題摘要(第六十八議会用)上巻』(東亜局第一課、1935年12月)、66-67頁。

⁹⁵ 35年1月21日の汪兆銘との会談における須磨の発言(外務省外交史料館所蔵『最近支那関係諸問題摘要(第六十八議会用)下巻』、東亜局第一課、1935年12月、841頁)。

⁹⁶ 「広田外務大臣ノ英国大使『サア、ロバート、クライブ』氏接見会談要領(昭和十年二月二十五日午後四時)」、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1・4下、文書番号516。

⁹⁷ 原田熊雄述『西園寺公と政局』第四卷(岩波書店、1951年)、180頁。

国を本当に力強く結び付ける方法であると堅く信じて居る」⁹⁸（注：適宜句読点を補った）

二 静観主義の動揺と広田三原則策定の意義 1935 年後半

しかしながら、大使館昇格とほぼ時を同じくして、外務省の静観主義を揺るがす事態が華北で進行していた。第一次華北工作（梅津・何応欽協定および土肥原・秦徳純協定）が現地軍によって強行されたのである⁹⁹。

陸軍中央は、現地軍の行動に対し拱手傍観していたわけではなかった。引きつづき外務省と連携しながら事態の早期收拾を図っていたのである¹⁰⁰。陸軍中央は先の二つの協定を以て現地軍の進出限界ラインを規定し、さらなる策動の抑制を企図して何とか事態を收拾した。

しかし、中国側の譲歩の限界点は確実に迫っていた。南京では、「華北における戦争勃発の可能性が真剣に議論」される事態にまで至っていたのである¹⁰¹。外務省の静観主義を国内的に可能にしていた、陸軍の抑制的な姿勢が現地軍により一部切り崩され、また、これまで部分的にはあれ、妥協的な対日姿勢を示していた国民政府が、にわかに態度を硬化させ、抗日姿勢を強めていた。ここに両国をめぐる状況は大きな転換を遂げた。塘沽停戦協定によって「固定化」された危機を、さらに「深化」させる事態が現出したのである。

梅津・何応欽協定が成立したその日、張群はこのように危惧の念をあらわにしていた。「日本ハ果タシテ何ヲ望ミ又何処迄行ケハ満足スヘキヤニ付疑懼ノ念ヲ懐キ憂慮ニ堪ヘサルモノ」がある、と¹⁰²。中国側のこの懸念は広田のもとに届けられた。広田は元老の秘書に次のように語っている。「『一体、日本は支那で何を求めらるるや、判明しない……将来、共産党の問題等いろゝ具体的な問題について、一体どういふ風に支那がしたらよいか御相談したい』」との申出が来ている¹⁰³。危機が深化する事態がかくのごとく進行した以上、外務省は何らかのリアクションを求められていたのである。

危機の深化を受けて、外務省内では次々と方針案が起草されていった。この一連の対応が広田三原則へとつながっていく経緯、およびその間の陸軍との関係性については、先行

⁹⁸ 『東京朝日新聞』1935年5月18日朝刊。

⁹⁹ 華北工作の経緯については、島田俊彦「華北工作と国交調整（1933年～1937年）」（『太平洋戦争への道』第三巻、朝日新聞社、1987年）や秦郁彦『日中戦争史』（河出書房新社、2011年）、前掲、白井『日中外交史研究』および前掲、内田『華北事変の研究』などに詳しい。

¹⁰⁰ 前掲、井上『危機のなかの協調外交』、196-197頁。

¹⁰¹ 前掲、内田『華北事変の研究』、192頁。

¹⁰² 1935年6月11日在漢口三浦総領事発広田外務大臣宛第149号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4上、文書番号25。

¹⁰³ 原田熊雄述『西園寺公と政局』第四巻（岩波書店、1951年）、281-282頁。

研究に詳しいので立ち入らない¹⁰⁴。したがって、ここでは、外務省が工作以降の危機をいかにマネジメントしようとしていたのかを検討し、そこに内在的に込められていた意図を考察していきたい。

それでは危機の深化を受け、外務省は従来の静観主義を完全に放棄し、懸案の一举解決により危機的状況の打開を志向するに至ったのだろうか。守島が起案した方針案は、この点を否定するものであった。「支那側ハ日支間ニ取極ヲナシ度シト申シ居ルモ右ハ不可ナリ」。その理由を守島はこう説明する。日中両国民が「相互ニ極端ナル疑心」を抱いている現状において、政治協定等の「取極」を試みても、「相当突キ込ミタル内容」でなければ日本国民が満足しないし、他方中国国民は、「右ノ如キ突キ込ミタルモノ」では「恐ヲナシ之ニ反対」するからである、と¹⁰⁵。

守島は念を入れるように同様の趣旨を繰り返し強調する。「(日本が) 具体的要求ヲ提出シタル後、支那側ニ十分ノ誠意ナク、……紛糾続出スルガ如キコトアリテハ、支那ニ愚弄セラレタリトノ議論モ台頭シ我国論硬化セシメ、事態ヲ再ビ逆転セシメ、愈々收拾ヲ困難ナラシムル虞」がある¹⁰⁶。日中双方の世論を考慮すると、懸案の一举解決はきわめて困難であるとの判断である。

では、懸案の一举解決が不得策であれば、現状にどのように対応すればよいのだろうか。別の草案によると、次の手順をふむこととされている。「先ツ日支関係調整ニ進ム為ノ根本精神ニ付、十分ニ先方ヲ納得」させた上で、「始メテ右原則ノ適用ヨリ生スル当然ノ要求事項ニ進ム」。その真意は、「原則、精神」について「十分ノ了解」を遂げておけば、「個々ノ案件ノ処理ハ容易」になるから、と説明される¹⁰⁷。この案を敷衍すれば、「根本精神」の了解をとげた後になされる懸案の処理も、「二十一カ条ノ如ク一々要求ヲ列挙シタルモノ」による一举解決ではなく、「一ツノ懸案解決ヨリ順次他ノ懸案解決ニ移リ行キ得ルカ如キ案」(重光の発言)¹⁰⁸によりなされることとなる。

以上を総合すると、華北工作後に外務省が再構築した危機管理方針の要旨は、次の三点に集約される。第一に、日中両国の国民感情が極度に悪化した現状においては、懸案の一举解決は困難であるとの判断である。危機が深化した以上、まずは事態の沈静化を待つ必要があるという、従前の静観主義から連続した認識である。

¹⁰⁴ 前掲、井上『危機のなかの協調外交』、201-205頁、酒井『大正デモクラシー体制の崩壊』、第三章第一節。

¹⁰⁵ 「昭和十年六月十四日汪部長申出及同月十七日唐次長申出ニ対スル一考案(十、六、二十一日、守島)」(外務省外交史料館所蔵「帝国ノ対支外交政策関係一件」第四巻、A.1.1.0.10)。

¹⁰⁶ 「唐有壬ノ申出処理ニ関スル考察」、同上。

¹⁰⁷ 同上。

¹⁰⁸ 「対支政策討議会討議要録」(『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4上、文書番号26付記3)。

このような判断のもと、根本精神に係る了解を、個々の懸案解決を図る前段に挿しはさむことで、関係改善の既成事実を少しでも積み重ねて、危機の沈静化をまつことが第二の方針である。

そして三つ目が、根本精神に係る了解をとげた後といえども、政治協定の締結等による懸案の一挙解決を志向するのではなく、あくまで一つずつ個別的に解決を目指す方針である。守島が「外務省の言い分は相当採用され」た回想している経緯からして¹⁰⁹、上記の外務省の意向は、広田三原則の最終決定にもかなりの程度反映されたとみてよいだろう。

そして後に決定をみた三原則の後段部分には、交渉のロードマップが次のように明記されるに至った。

「以上要綱所載の諸点（三原則のこと）が着々実行に移され我方が日満両国との親善提携に関する支那側の誠意を確認するに於ては先づ日支間に親善協力関係の設定に関する包括的取極をなし次で日満支間の新関係を規律するに必要な取極を行ふものとす」¹¹⁰

以上の考察から読み解いてみると、外務省は、交渉の順序として次の三つのステップを想定していたことがわかる。すなわち、まず、①三原則記載事項（＝「根本精神」）の了解をとげてから、②中国との間で「包括的取極」を行う。重光の筆によるとされる「日支提携ニ関スル基礎条約案」¹¹¹は、この取極の素案として作成されたものと思われる。この案で目指されているのは、抽象的な文言によるゆるやかな日中間合意の形成であって、具体的な懸案の解決ではないように見受けられる。そして、この「包括的」な取極を経てはじめて、③「日満支間の新関係」に関する必要な取極、つまり中国による満洲国の承認（黙認）をふくむ懸案の解決に乗りだしていく。外務省は、懸案の一挙解決へと向かう潮流の途中に①と②の二つの関門を設けることで、流れが激化して逸脱しないよう、細心の注意をはらって危機的状況をマネジメントする意向だったのである。

以上から明らかなように、華北工作後、危機が深化した状況に直面した外務省は、懸案の一挙解決には踏みださずに、危機管理方針の急激な転換を慎重にいとめる策を方々に講じていた。ただし、「満洲国承認工作ノ第一段」と位置づけられた現地軍の行動が¹¹²、中央により追認されたことで、外務省としては、その既成事実にミートしながらも、事態

¹⁰⁹ 守島康彦編『昭和の動乱と守島伍郎の生涯』（葦書房、1985年）、82頁。

¹¹⁰ 前掲、島田ほか解説『現代史資料 8・日中戦争 1』、108頁。

¹¹¹ 「日支提携ニ関スル基礎条約案」（前掲、「帝国ノ対支外交政策関係一件」第四巻）。

¹¹² 1935年6月7日在北平若杉大使館参事官発広田外務大臣宛第174号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4上、文書番号298。

のさらなる悪化を防止するためには、満洲国の承認（黙認）をふくむ条項を三原則に盛り込まざるを得なかった。外務省の危機管理外交は、対外関係（相手国）だけではなく、自国の軍部をも同時に対象としなければならないという、特異な状況下で運用されていたのである。

一方で中国側は、ますます対日姿勢を硬化させていた。この頃からソ連との連携へと舵を切るとともに、日本に対する譲歩の限界点を越えた場合には、断固応戦する方針が蒋介石より下達されていたのである。それゆえ、三原則への応答も強硬なものとなった¹¹³。日本側の主観としては、三原則はあくまで抽象的な「根本精神」であって、「貴国ニ対シテノミ『ドウセヨ』トハ決シテ云ツテ」いないと主張しても¹¹⁴、満洲国の承認につながりかねない条項の先行的承認を求められている以上、中国にとっては受諾できないものだったのである。

こうして三原則交渉は入口から頓挫したが、外務省内からも三原則に批判的な声があげられていた。その急先鋒は須磨である。須磨は皮肉を込めながら三原則をこう批判した。「出先ノ最モ必要トスル要素ハ実ハ学校ノ教科書ノ如キ支那ニ対スル抽象的方針ニ非ス具体的ノ箇条ナリ」¹¹⁵。外務省が苦心の末に再構築した危機管理方針は、はやくも行き詰まりの様相を呈していたのである。

第三章 静観主義の頓挫 1936年

一 広田三原則交渉の展開—国民政府の「一挙解決主義」

ところが、第二次華北工作が山場を迎えていた時点から蒋介石が行政院長に就任する期間にかけて、中国側から、懸案の一挙解決を目的とした国交調整会議の開催が複数回にわたり日本側に提案された¹¹⁶。国民政府は、広田三原則交渉を利用して、その交渉と華北問題とを牽連させながら、同問題を外交交渉の舞台に引きずり出すことで、現地軍の策動の抑制を企図していたのである¹¹⁷。

外務省はこの申入れに原則的合意を与えながらも、疑念を隠しきれなかった。丁駐日代

¹¹³ 以上の記述に関しては、鹿錫俊「日ソ相互牽制戦略の変容と蒋介石の『応戦』決定—最高一九三五年における中日ソ関係の転換過程—」（軍事史学会編『日中戦争再論』錦正社、2008年）、48-54頁を参照した。

¹¹⁴ 「広田大臣蔣大使会談録（第五回）」（『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4上、文書番号52）。

¹¹⁵ 「上海会議ニ配付セル須磨氏意見」（前掲「帝国ノ対支外交政策関係一件」第四巻）。

¹¹⁶ 35年11月8日の重光・丁紹伋（駐日代理大使）会談（「重光次官丁代理大使会談録」、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4上、文書番号56）。会談は計5回にわたって行われた。

¹¹⁷ 前掲、秦『日中戦争史』、68頁。

理大使の申出に対し、重光次官は、交渉の成功には「一般ニ良好ナル空気」が必要であるとの考えを繰り返した上で、こう疑問を投げかけている。「支那政府ニ於テハ叙上ノ如キ状態ノ下（注：張群による不平等条約廃棄の希望の表明や、中国の抗日運動が鎮圧されていないことを指す）ニ於テ一般的交渉ヲ開始スルモ充分ナル効果ヲ挙ゲ得ヘキ自信ヲ有セレルハ次第ナリヤ」¹¹⁸。

守島課長は、中国側の真意を次のように分析していた。国民政府が「日支全般関係ノ一挙解決」をもちかけてきたのは、すなわち、「三原則問題ヲゴマ化シ……遷延セムト」するためである、と¹¹⁹。

現地の有吉大使も慎重な構えをくずさなかった。両国の懸案を「一括シ且ツ根本的」に解決すべきであるとの張群の申し入れに対し、有吉は、それは「容易ノ業ニアラス」と即座に切りかえした。現時点で懸案の一挙解決を図れば、かえって「反対ノ結果ヲ生スル惧」があると考えていたからである¹²⁰。重光、守島そして有吉の三者は、懸案の一挙解決が実現される状況にはないとの認識で依然、一致していた。

二 静観主義の行き詰まり

さて、36年1月8日の読売新聞は、「対支認識については現地側と本省側には相当の相違があり、現地側は日支会議の開催は時期尚早なりとの強硬論を堅持している」との興味深い記事を掲げた¹²¹。この記事を裏づけるように、須磨は35年の大晦日に帰朝した際、東京駅のプラットフォームでこう語っていた。「万一この交渉が順調に進まず途中で決裂するやうなことになるれば国交関係は何にもしないよりも一層悪化するわけだ」（傍点引用者）、と¹²²。

それでは、現地から須磨を招致して行われた、外務省の方針再検討の内実はいかなるものであったのか。結論を先取りすれば、従来の慎重姿勢に変化はみられなかった。大臣や次官等、外務省最高首脳による協議の翌日、守島は今後の方針を次のとおりしたためた。すなわち、「此ノ際一切ノ具体問題ヲ提起シ一挙ニ処理解決スト云フカ如キハ云フヘクシテ行ハルヘキコトニ非ス」、と¹²³。一挙解決主義の明確な否定である。

¹¹⁸ 1935年12月28日広田外務大臣発在上海有吉大使他宛第981号、文書番号76。

¹¹⁹ 「三原則問題及北支問題ニ関スル件」（同上、121頁）。

¹²⁰ 1935年12月21日在上海有吉大使発広田外務大臣宛第1140号、『日本外交文書』昭和期II-1-4上、文書番号73。

¹²¹ 『読売新聞』1936年1月8日朝刊。

¹²² 『東京朝日新聞』1936年1月1日朝刊。

¹²³ 「昭和十一年一月八日外務大臣室ニ於ケル討議ノ結果ニ基ク対支外交試案」（外務省外交史料館所蔵「帝国ノ対支外交政策関係一件」第八巻、A.1.1.0.10）。

ではどのように局面を打開していくのか。「三原則承認カ即チ日支国交調整ノ根本ナリト一本槍」で進むよりほかはない。一挙解決主義を退けながらも、外務省首脳が手詰まりに陥っていることは蔽うべくもなかった。

一方で、須磨は、この方針が決定される数日前に意見書を提出し、大臣以下の内覧に供していた。この意見書の中で、須磨は次のように主張した¹²⁴。今次成立した蔣介石政府は、「(知日派をそろえて)一見親日政策ヲ行ハントスルカ如キ観アルモ右ハ全然皮相ノ観ノミニシテ事実ハ之ニ反シ……汪兆銘政府当時ノ空気ハ一変」している。これは、対日強硬派である国民党部をかかえる蔣介石としては、「自家勢力ノ保存上実ハ已ムヲ得サル」措置である。

このような国内要因により硬化した国民政府に対し、須磨は、より積極的な方針をもって危機の沈静化を図るよう訴える。「今一押シヲ試ミ出来得レハ国民党ノ勢力ヲ根本的ニ排除スルノ他無カルヘシ」。そのためにも、日本は、「帝国各方面ノ意向ヲ限ナク聴取」して蔣政権に対する「政策ノ大綱」を策定し、なかでも緊急を要する華北問題につき、「一朝機会至ラハ日本トシテ全面的ニ一押シスル仕組ヲ先ツ達成スル」ことが肝要である、と。須磨は、三原則のごとき抽象的原則ではなく、「各方面ノ意向ヲ限ナク」網羅した具体的な要求事項を決定し、それを「全面的ニ一押シ」することで危機を一挙に打開するよう主張したのである。

結果的に、須磨のこの献言は本省首脳に容れられなかったものの、外務省がさしあたり三原則を唯一の足場として、危機的局面を取り繕う以外にない状況に追い込まれつつあるのは明らかであった。

三 外務省の苦悩と時代の転換

広田三原則による危機のマネジメントに行き詰った外務省の苦悩は、その後、さらに深まっていった。三原則による「根本精神」の了解を、懸案解決の前段に置くという外務省の方針は、中国側からのほげしい攻撃の対象となったのである。帰任早々の須磨に対し、張群外交部長は、日本の国交調整会談開催をめぐる意図をただすとともに、「三原則実行ノ具体案ヲ執拗ク」求めた。対して須磨は、東京から持ち帰った案に忠実に沿って応酬するしかなかった。「一挙ニ一切ノ具体問題ヲ解決スルカ如キハ先ツ不可能」である、と¹²⁵。

1月23日には、さらに追いうちをかける声明が国民政府外交部から発せられた。いわく、

¹²⁴ 「蔣介石新政府ト之ニ対スル帝国ノ政策考察要綱」(外務省外交史料館所蔵「帝国ノ対支外交政策関係一件」第五巻、A.1.1.0.10)。以下の叙述もこの史料による。

¹²⁵ 1936年1月22日在南京須磨総領事発広田外務大臣宛第36号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-5上、文書番号2。

「(三原則は)措辞空漠ニ過キ之ニ從ヒ商議スルニ由ナキヲ以テ支那側ニ於テハ其ノ具体的内容ノ提示ヲ要求シ居レルモ日本側ハ未タ之ニ答フル所ナシ」¹²⁶。29日に南京を訪れた有吉に対しても、張群から三原則の抽象性につき、「解釈ニ苦シム次第」との苦情がよせられるなど¹²⁷、三原則により当面の局面を糊塗することすら困難な状況へと立ち至っていた。

有吉大使が離任の時をむかえたのは、三原則に対して内外から批判の集中砲火が浴びせられていた時であった。有吉は、自身の任期を振り返って次のように語った。

「余が来た時は日支最悪の関係を双方の努力で何とかよくしなければならぬ、少なくともこれ以上悪くせぬとの原則であつて、それは夫程むづかしいことではなかつた、然るに今後は両国の関係を一層明朗にしようといふのであつて今後の対支外交は従来よりは遙かに困難だと思ふ」¹²⁸

関係の改善ではなく、さらなる悪化の防止を主眼とせざるを得ない厳しい局面の中、批判を省みず、静観主義をもって危機的状況のマネジメントにつとめた有吉は、中国を後にした。

東京に帰着後、有吉は、本省首脳に次のとおり重大な進言を試みた¹²⁹。すなわち、三原則は「余りに高踏的」であり「原理の遊戯」とも見られる。よって「原則論に終始すべき」ではなく、「進んで該原則による対策を提示すべきである」、と。有吉は、「殊に満洲国の承認問題等」については、「支那の感情を刺激」しないよう特に慎重を要するとして、「日支外交は仮す(マ)に時日を要する」と強調することを忘れなかったものの、ここに期せずして、有吉と須磨が、三原則ではもはや深化した危機をマネジメントできないとの認識で一致するに至ったのである。

世論も外務省に厳しい見解を投げかけていた。新聞は広田外交を評して、「進歩も退歩もなき足踏み外交」と冷笑し¹³⁰、吉岡文六は、三原則を「経文に似たもの」で「美辞麗句が連ねて」あるばかりで、「外に何にもない」と痛罵した¹³¹。方々から、危機を打開できない現状への懸念と外務省に対するいら立ちが表明されていたのである。

それでもなお、外務省の方針に変化はみられなかった。後任駐華大使の有田八郎の赴任

¹²⁶ 1936年1月23日在広東河相総領事発広田外務大臣宛第26号、同上、文書番号6。

¹²⁷ 1936年1月29日在南京須磨総領事発広田外務大臣宛第66号、同上、文書番号11。

¹²⁸ 『東京朝日新聞』1936年2月1日朝刊。

¹²⁹ 『読売新聞』1936年2月13日夕刊。以下の叙述もこの記事による。

¹³⁰ 『読売新聞』1936年2月16日朝刊。

¹³¹ 吉岡文六「相手は蒋介石だ一日支外交側面観一」(『外交時報』第76巻第745号、1935年)、211頁。

にあたり用意されたペーパーには、あらためてこう記された。「一挙ニ全問題ノ解決ヲ計ラント云フカ如キハ云フヘクシテ行ヒ難キコト」である、と。ただし、つぎの表現には外務省の揺らぐ心情が露呈されていた。すなわち、本案は「差当ツテノ大体ノ指針ニ止マル主旨」である¹³²。有田自身も原田熊雄にこう揺れる心情をもらしている。「蒋介石の考もまだはつきりしてゐないし、具体的の案を支那に持つて行つたところで、すぐ解決を図るといふことはなかゝ難しい」¹³³。

それでは、その蒋介石の考えとはどのようなものだったのか。現地から届く情報は、外務省の危惧を深めるばかりであった。蒋介石は、「北支問題等ニハ譲歩ヲ為ササル決心」であり¹³⁴、また「南京ニ於テモ日本ト一戦ヲ交フヘシトノ説ヲ為ス者相当アリ」と伝えられた¹³⁵。

さらに外務省の神経を刺激したのは、この前後からしきりに伝えられていた中ソ提携の風聞であった。実際に、国民政府にその意向があつた経緯は前述のとおりである。深まつて行く一方の危機を前に、重光は次のようにこぼさずにはいられなかつた。「日本が真面目に支那の言をきかないので、だんゝロシアにたよつて行かうといふ気分が強くなつて来やしまいか……あんまり支那をいぢめつけるやうなことをすると、かへつてロシアに近くなる」、と¹³⁶。

33年5月から36年4月までの長期にわたり、外務省内の中軸であつた重光は、この発言の一月後、外務次官の職を離れた。後任には堀内謙介が据えられた。堀内は、短期間の中国勤務の経験を有するのみで、主に英国や米国でキャリアを積み重ねてきた人物であつた¹³⁷。また、その執務スタイルも重光とは対照的であつたようである。「局長会議本位ですべてのこと」を処理して、「課長等の意見をきくことに重きを置かなかつた」とされる重光に対し¹³⁸、堀内は、「事務的」で「省内の意見」を重んじて「それを纏め尊重する才能に秀いでている」と評されていた¹³⁹。

外務省内の対中外交陣の変化はさらにつづいた。三月の月上旬には守島が激務にたおれ、

¹³² 「有田大使ノ赴任ニ当リ同大使ニ指示スヘキ三原則問題ニ関スル南京政府トノ差当リノ接触振案」(『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-5上、文書番号13付記)。

¹³³ 前掲、『西園寺公と政局』第四巻、423頁。

¹³⁴ 公館長会議(3月22日)における須磨の発言(「上海ニ参集セル各総領事ヨリ有田大使ヘノ報告要旨」『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-5上、文書番号22付記1)。

¹³⁵ 1936年3月27日在上海石射総領事発広田外務大臣宛第89号、同上、文書番号23。

¹³⁶ 原田熊雄述『西園寺公と政局』第五巻(岩波書店、1951年)、34頁。

¹³⁷ 戦前期官僚制研究会編/秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会、1981年)、207頁。

¹³⁸ 前掲、『西園寺公と政局』第三巻、167頁。

¹³⁹ 吉岡義一郎『非常時日本の外交陣』(東亜書房、1936年)、38-39頁。

東亜局第一課長から退いたのである。また有吉の後任の有田大使が、その直後に外相に転じた結果、新駐華大使には川越茂が選出された。この人事は「異常なる抜擢」と受けとめられ、外務省内では「川越氏の三段跳」とまで「極言」されていた¹⁴⁰。こうして 36 年の前半までに、外務省の中国関連ポストをめぐる人事は大きく変動し、新たな布陣で危機的状況の打開に臨むこととなったのである。

外務省の内外をめぐる事態の変動は、これにとどまらなかった。国内に目を転ずると、二・二六事件が国家の中枢を震撼させていたのである。事件によって即座に軍部独裁が確立されたとはいえないが、陸軍中堅層は、軍の上層部の排斥を着々と進めていった。軍事参議官連を退任に追い込み、陸軍大臣に「ロボット化」しやすい寺内寿一を据えるなど、『一種のクーデター』を断行し、政治力を膨張させていったのである¹⁴¹。

実権を掌握した中堅幕僚を中心とした陸軍は、事件後に成立した広田内閣に強烈な圧力を加えていく。軍部大臣現役武官制の復活や、膨大な軍拡を内容とする帝国国防方針の改定、さらには南方への進出を視野にいたした国策の基準の策定等は、国内における軍部の政治力が拡大していることを物語っていた¹⁴²。

危機が深化する一方の日中関係と外務省の対中外交陣の変化、さらには二・二六事件に伴う国内政治状況の大変動。ここに時代は大きな転換点にさしかかっていたのである。

対中関係に即していえば、この時代の変動期に敏感に反応したのは、いわゆる「支那通」たちであった。支那通はこの時期に続々と大陸に渡り、危機の様相を眼前に視察し、所感を報告していた¹⁴³。

他方、水面下では、対中関係の打開を目指す動きが本格化していた。たとえば、大蔵公望は「対支国策」を起草し、坂西利八郎をはじめ、有吉明や小幡西吉といった中国関係者の意見を叩いてまわるなど、活発な動きを見せはじめていた¹⁴⁴。時代の転換点と対中関係の危機的状況に直面する中、あらゆる方面において何らかの処方箋を求める気運が高まっていたのである。

¹⁴⁰ 同上、50 頁。

¹⁴¹ 以上の記述については、筒井清忠『二・二六事件とその時代 昭和期日本の構造』（ちくま学芸文庫、2006 年）、第七章（引用は同書 357 頁から行った）、および黒沢文貴『大戦間期の日本陸軍』（みすず書房、2000 年）、391-392 頁を参照した。

¹⁴² 北岡伸一『日本の近代 5 政党から軍部へ 1924-1941』（中央公論新社、1999 年）、264-267 頁。

¹⁴³ たとえば、中山優や長野朗が訪中している（中山優「支那を一巡して」『大亜細亜主義』二月号および長野朗「支那視察所感」同五月号。いずれも 1936 年）。

¹⁴⁴ 『大蔵公望日記』第二巻（内政史研究会／日本近代史料研究会、1974 年）、1936 年 1 月 29 日条、同 2 月 28 日条、同 3 月 4 日条および同 26 日条。

四 須磨の台頭

このように時代の転換点を迎えても、外務省は、局面の打開に向けた有効な手を打てずにいた。有田外相は次のように苦衷を吐露していた。「実は外交の方はどうもなかゝ難しくなり……実は思案に暮れてをるやうな次第である」。そこで、「なんとか打開の方法を考へたいと思つてをる」が、「北支の問題がよくならなければ非常に困る」、と¹⁴⁵。有田は外相就任前から、満洲問題をのぞく「唯一ノ支障ハ北支問題」であると述べるなど¹⁴⁶、華北問題を何らかの形で落着させることが局面打開に必須であると考えていたのである。

苦悶に満ちた外務省は、駐華大使交代のタイミングにあわせ、年初に引き続き南京から須磨を帰朝させた。後任大使（川越茂）がいまだ赴任していない以上、事実上、現地トップとしての帰朝である。省内の人事刷新の直後であった経緯を考えると、中国勤務が約9年におよぶ須磨の省内における影響力は、相当に高まっていたといえよう。

さて、須磨は帰朝にあたり、上記の有田の要求にミートする案を携えていた。「五省特政会構想」がそれである。須磨がこの構想を要路に説いてまわり、同意を取りつけて行く過程および構想の内容については、先行研究に詳しいので繰り返さないが¹⁴⁷、ここではこの構想に込められた須磨の意図をひも解いていきたい¹⁴⁸。

須磨は中国の強硬姿勢を次のとおり適確に把握していた。国民政府は日本との衝突を辞さない意気込みを示し、「今後ハサウサウ易々ト日本ノ言フコトハ聴カサルノ決意」を示している、と。

こういった現状をふまえ、須磨は日中関係の現状を「詰メ将棋」にたとえてみせる。「何時迄モ歩ヤ桂馬ヲ動カシ居リテモ埒開カス」。そのため、今や「我方ハ王手ヲ掛クルノ秋」である。なぜなら、このまま「何時ニタツテモ実現セヌコト」を「念仏スル間」に、「口善悪ナキ者」は「内ニモ外ニモ」騒ぎ立てるからである。

須磨のいう「口善悪ナキ者」とは、次の二つの主体を指していた。第一に、中国の背景にいる列国の存在である。須磨の観測はこうである。中国の強硬姿勢は、英ソ等が「自家ノ利害打算」より「愆愆セルモノ」であり、現状は「決シテ油断ヲ許ササル」情勢にある。この経緯から「英、露等ノ助力」をたのみ「驕ラムトスル風サヘアル」中国は、華北工作以来、日本を「相当見縊リ始メ」ている、と判断される。

二つ目は軍部の存在である。これについて須磨はこう言う。現状は、とりあえず「北支

¹⁴⁵ 前掲、『西園寺公と政局』第五巻、83頁。

¹⁴⁶ 注(134)に同じ。

¹⁴⁷ 劉傑『日中戦争下の外交』（吉川弘文館、1995年）、30-44頁。

¹⁴⁸ 以下の記述は、須磨弥吉郎「五省特政会案由来記」（『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-5上、文書番号547付記2）による。

平安ナルカ如シ」といえども、これ以上懸案の解決が遷延される事態が続けば、「若イアタリ」が「色ナ悪戯」を始め、「何モ彼モ遣リ直シ」となるおそれがある、と。二・二六事件以降増大した政治力を背景に、軍が新たな行動に出ることを懸念していたのである。

以上の判断を総合して、須磨は、「日支間ノ全面的、根本的建テ直シ」には「尚幾多ノ時日ヲ藉スヘシ」といえども、「先ツ日支関係ノ或ル結着点ハ之ヲ区切り置クノ必要アリ」と結論する。要するに、須磨は、緊張の度を増す国民政府との関係を緩和し、かつ軍部が起こしかねないさらなる危機を未然に予防するためには、何らかの「結着点」が必要であるとの認識のもと、この構想を作成したのである。

そして、須磨のこの構想が外務省内に浸透していくのに、さしたる時間は必要なかった。省内の意見を尊重するとされた堀内次官は、手放しに期待をこめてこう語っている。「(特政会案であれば)南京政府とも話がつく」、と¹⁴⁹。こうして須磨の案は、その後、陸海軍さらには政府レベルにまで受容されていった。須磨の影響力は確実に増大していたのである。

広田三原則による危機のマネジメントの頓挫に加えて、世論からの厳しい風当たり、さらには、二・二六事件に伴う軍部の政治力拡大に国民政府の強硬化、そして、外務省内で静観主義を支えてきた対中外交陣の全面的交代と須磨の台頭。停戦以来、外務省の危機管理方針の中軸であった静観主義は、内外の情勢に圧せられて、もはや風前の灯火といってよい状況となっていた。ここに、静観主義に代わるもう一つの危機管理方針、すなわち、一挙解決主義が台頭する素地が形成されたのである。

おわりに—今後の課題とともに

一 残された課題

以上、外務省の静観主義の論理とその展開過程を明らかにしてきたが、これまでの考察の結果、残された課題は次のとおりである。本稿では、静観主義の論理には、つねに世論への配慮の視点が含まれていたことを明らかにしたが、その世論の具体的な内容については検討が十分ではなかった。そのため、この点を解明することが第一の課題となる。第二に、世論形成の主たる担い手の言動や、その影響力を明らかにすることである。具体的には、「支那通」たちが活動を活発化させていた経緯(第三章参照)をふまえ、中国問題のオピニオン・リーダーとしての彼らが、世論の形成および外交の展開過程にあたえた影響力

¹⁴⁹ 前掲、『西園寺公と政局』第五巻、91頁。

の実態の解明である。以上の二点をさらに探究し、別稿で論じることとしたい。

二 結論的要約と今後の展望

最後に、本稿の冒頭で提示した目的に関して、これまでに考察した内容を改めて要約するとともに、今後の展望を簡潔に述べて、まとめとしたい。

33年の塘沽停戦協定成立以降、日本外務省は、事実上の国交断絶状態にあった中国との危機的関係を、いかにマネジメントするかという重大な課題を抱えることとなった。悪感情みなぎる空気の中、一挙に懸案の解決にふみきることは、かえって事態を紛糾させるだけであると考えた外務省は、静観主義のもとで事態の沈静化をまち、慎重に機会をうかがう方針に決した。

他方で、省内には静観主義とは異なる方針も潜在的に存在していた。危機のさらなる悪化の防止を主旨とするのではなく、断固たる姿勢で懸案を一挙に解決することで状況を打開し、将来的に見込まれる危機を予防すべきとする主義（＝一挙解決主義）である。ただし、重光や有吉といった外務省首脳が静観主義で一致していた段階では、この主義が浮上する余地は乏しかった。

ただし、外務省はただ事態を傍観していただけではなかった。中国の排日活動などに対しては、厳格に、かつ反復して潜行的に注意を喚起した。国民政府のそういった動向が軍部や国内世論を刺激することは、静観主義がめざす静謐な環境の実現に逆行するおそれがあったからである。つまり、外務省の静観主義は、懸案の一挙解決を急がずに、時の経過を待つて危機的状況の沈静化を図りながらも、日本の国内世論を硬化させるおそれのある中国側の言動は厳しくチェックするという論理を内包するものであった。

外務省の静観主義は、35年のいわゆる日中友好ムード下でも変化はなかった。しかし、静観主義を揺るがす一つの契機となったのが、6月の華北工作であった。とはいえ、外務省は、10月に広田三原則の策定を主導して、かろうじて静観主義の精神を死守した。懸案の一挙解決は、依然としてきわめて慎重に回避されていたのである。

しかるに、広田三原則にもとづく危機のマネジメントは、早々に機能不全に陥った。国民政府による三原則の否認に加えて、国内世論や省内の須磨から厳しい批判の矢が放たれていたのである。外務省の静観主義の支柱であった有吉でさえ、36年2月の時点で、もはや三原則では状況をマネジメントできないと本省に直言したほどであった。かくして、危機管理方針では見解を異にしていた有吉と須磨が、この点においては一致するに至ったのである。

以上のように、外務省が強い閉塞感におおわれていたまさにその時、省内の人事が変動

し、静観主義の行方に大きな影響をあたえた。33年5月の停戦から概ね36年4月までの間、省内の主要ポストを重光・有吉・守島が占める強固な土台のもとで、静観主義は維持されてきた。しかしながら、三者の退場により、中国キャリアの豊富な須磨がその存在感を著しく昂進させはじめた。駐華大使の空位がつづく中、事実上現地のトップとして須磨が具申した意見は、すみやかに東京に受容されていった。こうして、静観主義をバックアップしてきた省内基盤は、人事の変動により大きく揺らぐ結果となった。ここにおいて、一挙解決主義が浮上する礎が構築されるに至ったのである。

その後、時を置かずして、外務省の危機管理外交の効果が問われるテスト・ケースが訪れることとなる。36年初秋の成都事件がそれである。中国民衆による邦人殺害事件の処理をめぐるこの交渉は、結果的に、懸案の一挙解決をめざした全面的国交調整会談へと拡大されるのである。その交渉において試みられたのは、いわばむきだしの「強制外交」とでも呼ぶべきものであった。以上の過程を通じて、外務省の危機管理方針がどのように変化し帰結したのかについては、別稿を用意したい。